

江南市総合教育会議設置要綱（案）

（設置）

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第1条の4第1項の規定に基づき、市長と江南市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が十分な意思疎通を図り、本市の教育の課題やあるべき姿を共有し、連携して教育行政を推進するため、江南市総合教育会議（以下「会議」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 会議は、次に掲げる事項について協議及び調整を行う。

- （1）教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の「大綱」の策定
- （2）教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策
- （3）児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置

（組織）

第3条 会議は、市長及び教育委員会（以下「構成員」という。）をもって構成する。

（会議の招集）

第4条 会議は、市長が招集する。

- 2 教育委員会は、その権限に属する事務について協議する必要があると思料するときは、市長に対し、協議すべき具体的事項を示して、会議の招集を求めることができる。

（会議）

第5条 市長は、会議の議長となり、会議を総理する。

- 2 構成員は、会議において事務の調整が行われた事項について、その調整の結果を尊重するものとする。

（意見聴取）

第6条 会議は、協議を行うに当たって必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者から、当該協議事項に関して意見を聴くことができる。

（会議の公開）

第7条 会議は、公開するものとする。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、若しくは会議の公正が害されるおそれがあると認めるとき、又はその他公益上必要があると認めるときは、この限りでない。

(議事録)

第8条 市長は、会議の終了後、遅滞なく、その議事録を作成し、これを公表するものとする。ただし、第7条ただし書きの規定に該当する場合にあっては、公表しないことができる。

(庶務)

第9条 会議の庶務は、市長政策室秘書政策課において行う。ただし、会議の開催及び大綱の策定等に関する事務を教育委員会に補助執行させる場合は、この限りでない。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年7月23日から施行する。